

# 遺族年金ガイド

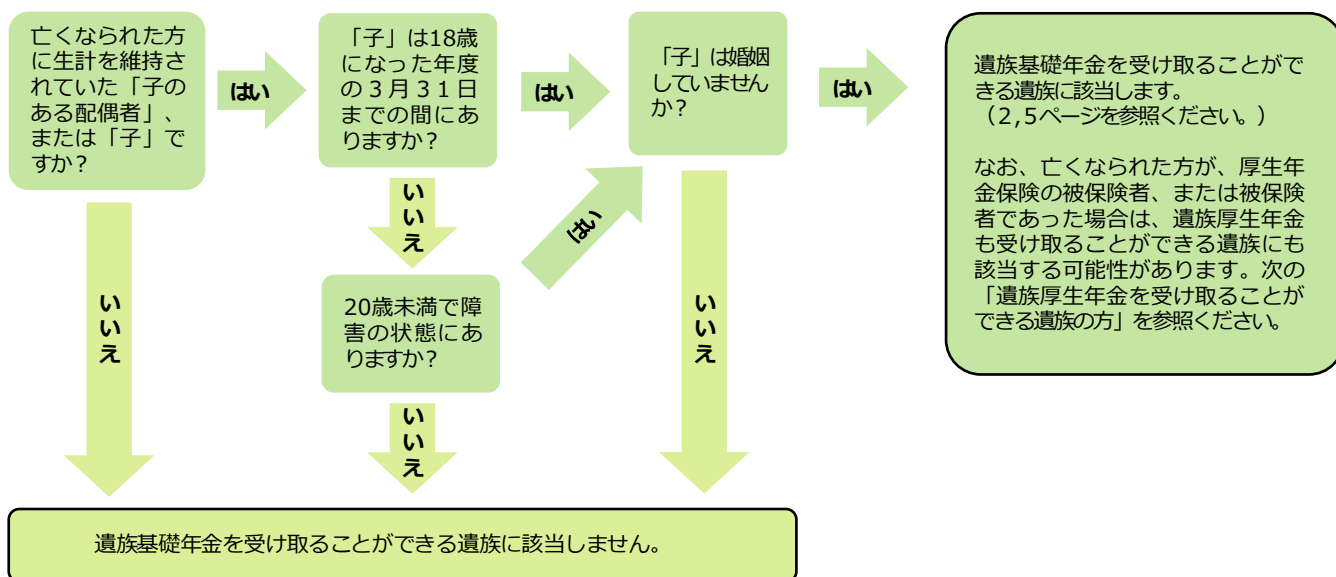
令和3年度版

遺族年金とは……………	1
遺族年金の受給要件……………	2
遺族年金の年金額……………	5
他の年金との調整……………	7
国民年金の独自給付……………	9
遺族年金の受給権の消滅……………	11
遺族年金Q&A……………	13
遺族年金の請求手続き……………	14
お問い合わせ先……………	15

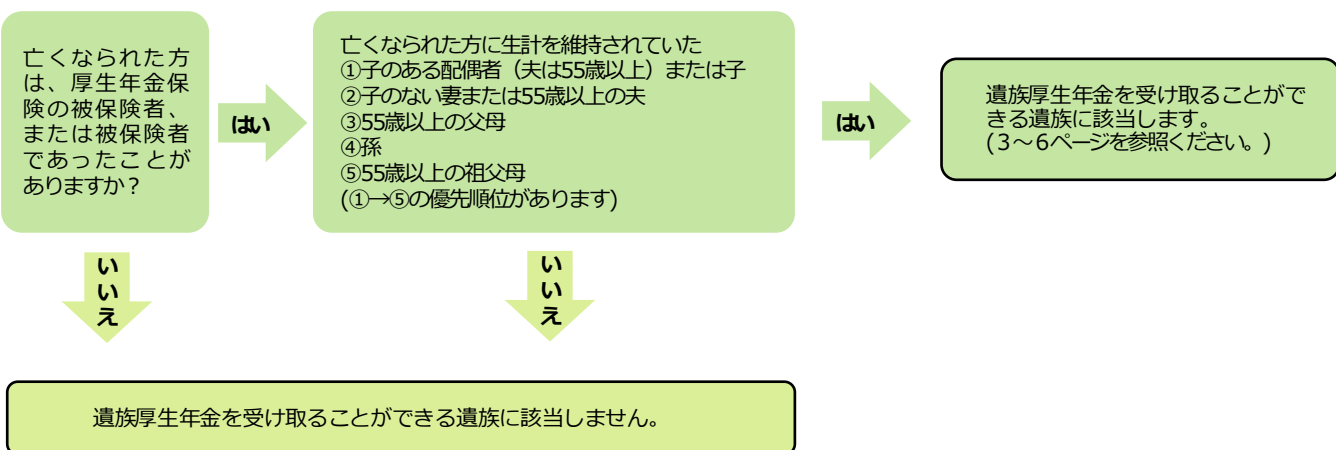
# 遺族年金とは

遺族年金は、一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたとき、ご家族に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。遺族年金を受け取るには、亡くなられた方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。

## 遺族基礎年金を受け取ることができる遺族の方



## 遺族厚生年金を受け取ることができる遺族の方



国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間のある方が亡くなられた場合は、「国民年金の独自給付」を受け取ることができる可能性があります。9、10ページの「国民年金の独自給付」をご確認ください。

# 遺族年金の受給要件

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であった方※が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方※が死亡したとき。

※ 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

\* 「子」は以下のいずれかに当てはまる場合、遺族基礎年金を受け取ることができます。

- ・ 死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること。
- ・ 20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること。  
※婚姻していない場合に限りです。  
※死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

\* なお、「子のある配偶者」が遺族基礎年金を受け取っている間や、「子」に生計を同じくする父または母がいる間は、「子」に遺族基礎年金は支給されません。

## 保険料納付要件

被保険者または被保険者であった方(上記①または②)の場合は、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、**国民年金の保険料納付済期間および免除期間、厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上あることが必要**です。

なお、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの**直近1年間に保険料の未納がなければよい**ことになっています。

## 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、その遺族が受け取ることができます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が、死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者であった方\*が死亡したとき。
- ⑤ 老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方\*が死亡したとき。

※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

### \*初診日

初診日とは、死亡の原因となった病気やけが（以下「傷病」といいます）について、初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けた日をいいます。

（同一傷病で転医があった場合でも、初めて医師等の診療を受けた日が初診日となります。）

(注) 共済組合等に参加したことのある方の年金は、上記④および⑤の場合は日本年金機構と共済組合等のそれぞれから遺族厚生年金をお支払いすることになります。また、①、②および③の場合は日本年金機構または共済組合等の、いずれか一カ所から、まとめてお支払することとなります。

## 保険料納付要件

被保険者中の死亡または被保険者中に初診日のある傷病で初診日から5年以内の死亡(上記①または②)の場合は、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、**国民年金の保険料納付済期間および免除期間、厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上あることが必要**です。

なお、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの**直近1年間に保険料の未納がなければよい**ことになっています。

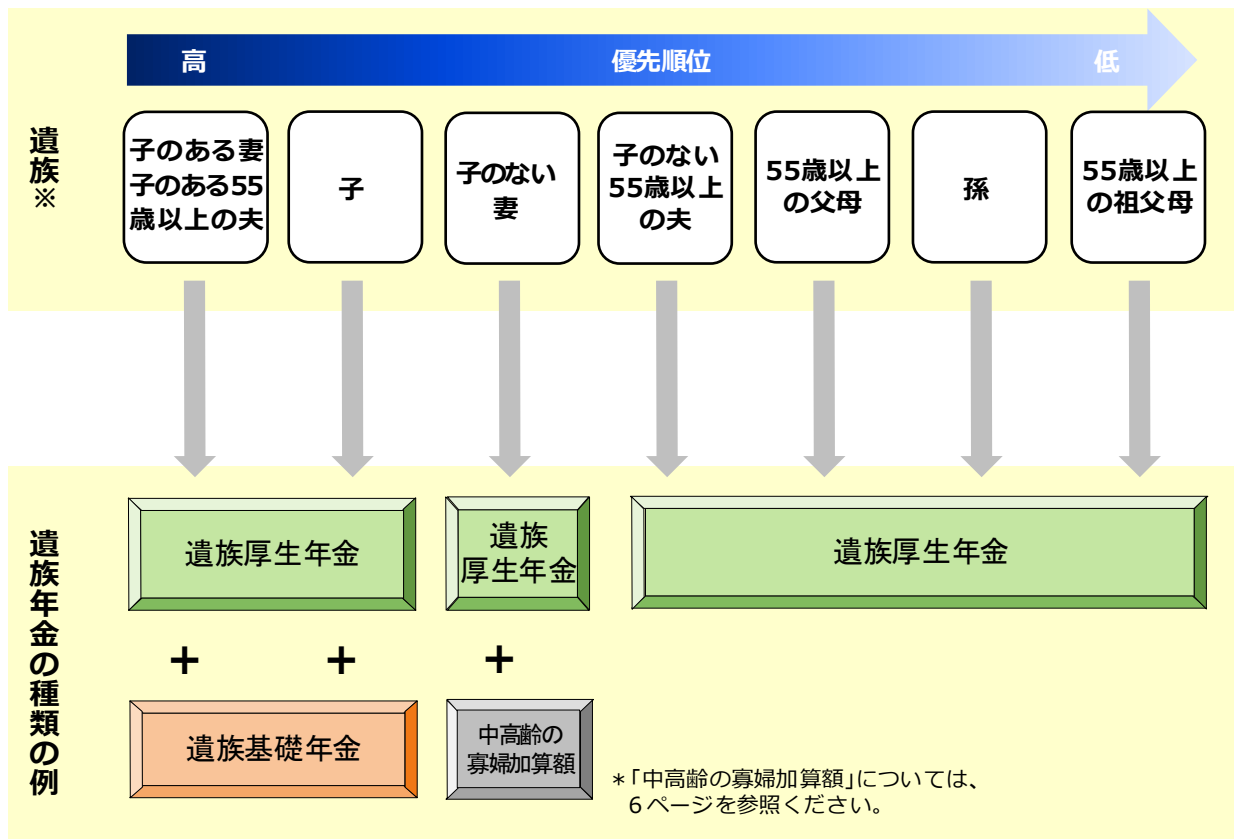
## 遺族厚生年金を受け取ることができる遺族

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、死亡当時、死亡した方によって生計を維持【13ページ参照】されていた以下の方が対象で、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。

\*「子のある妻」または「子のある55歳以上の夫」が遺族年金を受け取っている間は、「子」に遺族年金は支給されません。

\* 30歳未満の子のない妻は、5年間の有期給付となります。

### 遺族の優先順位と受け取る遺族年金の種類例



※ 遺族には、それぞれ以下の条件があります。

#### ●夫、父母、祖父母

死亡当時、55歳以上であること。

(受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限って、60歳より前でも遺族厚生年金を併せて受け取ることができます。)

#### ●子、孫(「子のある妻」「子のない妻」などの「子」を含む)

・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること。

・20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること。

※婚姻していない場合に限りです。

※死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

# 遺族年金の年金額

\*年金額等は、令和3年度の金額です。

遺族が子のある配偶者または子の場合は、遺族基礎年金を受け取ることができます。さらに、遺族厚生年金の受給権がある場合は、遺族基礎年金に上乗せして受け取ることができます。子のない配偶者、父母などの場合は、厚生年金保険から遺族厚生年金を受け取ることができます。

## 遺族基礎年金

### ●子のある配偶者が受け取る時

**780,900 円+(子の加算額)**

### ●子が受け取る時 (次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

**780,900 円+(2人目以降の子の加算額)**

\* 1人目および2人目の子の加算額…… 各 224,700 円  
3人目以降の子の加算額…………… 各 74,900 円

## 遺族厚生年金

### 老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4

**= (A+B) × 3/4**

**A :** 平成15年3月以前の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times 1 \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

**B :** 平成15年4月以降の加入期間

$$\text{平均標準報酬額} \times 2 \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

※1 平均標準報酬月額…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬額…平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※3 3ページの要件④および⑤による遺族厚生年金の場合、 $\frac{7.125}{1000}$  および  $\frac{5.481}{1000}$  の乗率は、死亡した方の生年月日に応じて  $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000}$ 、および  $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000}$  となります。

※4 3ページの要件①、②および③による遺族厚生年金の場合、**厚生年金の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。**

(注) 共済組合加入期間を有する方の報酬比例部分の年金額については、各共済加入期間にかかる平均報酬(月)額と加入期間の月数に応じた額と、それ以外の加入期間にかかる平均報酬(月)額と加入期間の月数に応じた額を、それぞれ計算します。

## 65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るとき

次の①と②の額を比較し、高いほうが遺族厚生年金の額となります。

- ① 5ページの計算方法による額
- ② 「5ページの計算方法による額の2/3」と「ご本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の1/2」を合計した額

【例】5ページの計算方法による額が60万円、ご本人の老齢厚生年金の額が50万円とすると

- ①…60万円
- ②… $(60万円 \times 2/3) + (50万円 \times 1/2) = 40万円 + 25万円 = 65万円$   
①<②のため、このケースでは②の額が遺族厚生年金となります。

ただし、平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利があり、かつ、平成19年4月1日時点ですでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、①の額が遺族厚生年金の額となります。

## 中高齢の寡婦加算額

次のいずれかに該当する妻が受け取る遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,700円が加算されます。

- 夫が死亡したときに妻が40歳以上65歳未満で、生計を同じくする子がない場合。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受け取っていた「子のある妻」(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が18歳になった年度の3月31日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受け取ることができなくなった場合。

### 【ご注意ください】

- 3ページの要件④、⑤による遺族厚生年金の場合は、死亡した夫の厚生年金保険の加入期間が20年(中高齢の期間短縮の特例などにより20年未満の加入期間で受給資格期間を満了した方は、その期間)以上なければ、中高齢の寡婦加算額は加算されません。
- 妻が遺族基礎年金を受け取ることができるときは、中高齢の寡婦加算額は支給停止されます。
- 中高齢の寡婦加算額を受け取っている昭和31年4月1日以前生まれの方が65歳になると、中高齢の寡婦加算額が経過的な加算額(生年月日に応じて減額)にかわります。

### 《児童扶養手当を受給中の方およびその配偶者の方へ》

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

# 他の年金との調整

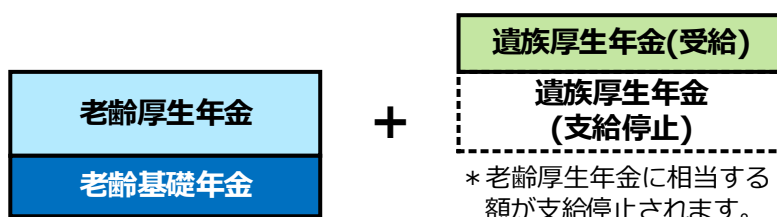
公的年金は1人1年金が原則ですが、65歳以上の方は、遺族厚生年金とご自身の老齢基礎年金、老齢厚生年金、障害基礎年金または旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金の一部または全部を併せて受け取ることができます。

## 「老齢基礎年金」と「遺族厚生年金」

遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合、老齢基礎年金と遺族厚生年金の一部または全部を併せて受け取ることができます。

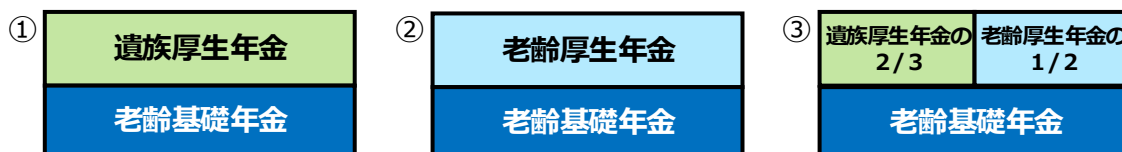
### ●遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある場合

65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受け取る権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止されます。複数の遺族厚生年金の支給を受けている方については、それぞれの年金額に応じて年金額が支給停止されます。



### ●平成19年4月1日時点で、すでに65歳以上で遺族厚生年金を受け取っていた場合

平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受け取る権利があり、かつ、平成19年4月1日時点ですでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前の生まれの方)は、次の①から③のうち、いずれかの組み合わせを選択することになります。ただし、③は、遺族厚生年金の受給権者が死亡した方の配偶者である場合に限りです。

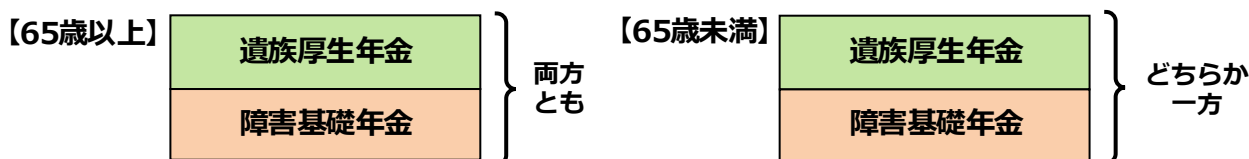




## 「遺族厚生年金」と「障害基礎年金」

遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合は、遺族厚生年金とご自身の**障害基礎年金**を併せて受け取ることができます。

遺族厚生年金の受給権者が65歳未満の場合は、遺族厚生年金かご自身の障害基礎年金のどちらか一方しか受け取ることができません。



## 「遺族厚生年金」と「旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金」

遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合は、遺族厚生年金と旧厚生年金保険の老齢年金（または通算老齢年金）の1/2を併せて受け取ることができます。



遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合は、遺族厚生年金と旧国民年金の老齢年金（または通算老齢年金）を併せて受け取ることができます。



### 【ご注意ください】

遺族厚生年金の受給権者で、老齢厚生年金または退職共済年金を受け取る権利がある方は、遺族厚生年金の額の計算【6ページ上欄参照】や支給停止【7ページ中欄参照】のため、老齢厚生年金または退職共済年金の請求手続きをする必要があります。

また、2つ以上の年金を受け取る権利ができたとき【7ページ下欄および8ページ】は、年金事務所へいずれの年金を受け取るか選択の申出が必要となる場合があります。

ご不明な点は、15ページを参照いただきお問い合わせください。

# 国民年金の独自給付

国民年金の独自給付として「寡婦年金」と「死亡一時金」があります。  
どちらも国民年金のみの給付制度で、厚生年金保険にはありません。

## 寡婦年金

寡婦年金は、死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者<sup>※1</sup>（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上<sup>※2</sup> ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻が、60歳から65歳になるまで受け取ることができます。

### ※1 国民年金第1号被保険者とは

国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。  
会社員（厚生年金保険に加入）や公務員（共済組合に加入）とその被扶養配偶者を除く、自営業者や学生などの加入者を「国民年金第1号被保険者」といいます。

※2 平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

## 寡婦年金の金額

夫の死亡日前日までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間から、老齢基礎年金の計算方法により算出した額の3/4になります。

## 寡婦年金の注意点

- 以下に該当する方は請求できません。
  - ・夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合。
    - ※夫の死亡日が令和3年3月31日以前の場合は、以下に該当する方となります。
      - ・夫が老齢基礎年金を受け取ったことがある場合。
      - ・夫が障害基礎年金の受給権を有していた場合。
  - ・妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合。
- 妻が他の年金を受け取っている場合は、選択になります。
- 寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることとなります。

## 死亡一時金

死亡一時金は、死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料納付済期間※が**36月(3年)以上**ある方が死亡したときに遺族が受け取ることができます。

※1/4納付期間は1/4に相当する月数、半額納付期間は1/2に相当する月数、3/4納付期間は3/4に相当する月数となります。

### 死亡一時金の額

【保険料納付月数】	【金額】
● 36月以上180月未満	120,000円
● 180月以上240月未満	145,000円
● 240月以上300月未満	170,000円
● 300月以上360月未満	220,000円
● 360月以上420月未満	270,000円
● 420月以上	320,000円

死亡した月の前月までに付加保険料納付済期間が36月以上ある場合は、**上記の金額に8,500円が加算**されます。

### 死亡一時金の注意点

- 死亡一時金を受け取ることができる遺族は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で、死亡したときに生計を同一にしていた方が対象になります。
- 死亡した方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれかを受け取っていたとき、または遺族基礎年金を受け取ることができる方がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。
- 死亡一時金は、死亡日の翌日から2年を経過した場合、請求することができなくなりますのでご注意ください。

寡婦年金および死亡一時金の請求手続き先は、お住いの市(区)役所または町村役場です。添付書類については、事前にねんきんダイヤル(15ページ参照)などへお問い合わせください。

# 遺族年金の受給権の消滅

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金の受給権は、次のいずれかに該当したときに消滅します。  
遺族基礎年金のみを受け取っている場合、該当した日から14日以内に年金事務所または街角の年金相談センターへ「遺族年金失権届」の届出が必要です。

### ■ 子のある配偶者（亡くなった方の妻または夫）が受け取っている場合

#### （1）受給権者本人（亡くなった方の妻または夫）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき

#### （2）遺族基礎年金の受給権を有しているすべての子が次のいずれかに該当したとき

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 受給権者（亡くなった方の妻または夫）以外の方の養子となったとき
- ④ 亡くなった方と離縁したとき
- ⑤ 受給権者（亡くなった方の妻または夫）と生計を同じくしなくなったとき
- ⑥ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
- ⑦ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき

※ 上記⑥に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

### ■ 亡くなった方が受け取っている場合

#### 受給権者本人（亡くなった方の子）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
- ④ 亡くなった方と離縁したとき
- ⑤ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
- ⑥ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき

※ 上記⑤に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

## 遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権は、次のいずれかに該当したときに消滅します。  
該当した日から10日以内に年金事務所または街角の年金相談センターへ「遺族年金失権届」の届出が必要です。

### 亡くなった方の妻または夫が受け取っている場合

**受給権者本人（亡くなった方の妻または夫）が次のいずれかに該当するとき**

- ① 死亡したとき
  - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
  - ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
  - ④ 夫が亡くなったときに30歳未満の「子のない妻」が、遺族厚生年金を受け取る権利を得てから5年を経過したとき（夫が死亡したときに胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金を受け取ることができるようになった場合を除く）
  - ⑤ 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取っていた妻が、30歳に到達する前に遺族基礎年金を受け取る権利がなくなり、その権利がなくなってから5年を経過したとき
- ※上記④⑤は、平成19年4月1日以降に夫が死亡した妻のみが遺族厚生年金を受け取ることとなった場合に限ります。

### 亡くなった方の子または孫が受け取っている場合

**受給権者本人（亡くなった方の子または孫）が次のいずれかに該当するとき**

- ① 死亡したとき
  - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
  - ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
  - ④ 亡くなった方と離縁したとき（子が受け取っている場合）
  - ⑤ 離縁によって亡くなった方との親族関係が終了したとき（孫が受け取っている場合）
  - ⑥ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
  - ⑦ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき
  - ⑧ 亡くなった方の死亡当時、胎児であった子が生まれたとき（孫が受け取っている場合）
- ※ 上記⑥に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

### 亡くなった方の父母または祖父母が受け取っている場合

**受給権者本人（亡くなった方の父母または祖父母）が次のいずれかに該当するとき**

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
- ④ 亡くなった方と離縁したとき（父母が受け取っている場合）
- ⑤ 離縁によって亡くなった方との親族関係が終了したとき（祖父母が受け取っている場合）
- ⑥ 亡くなった方の死亡当時、胎児であった子が生まれたとき

# 遺族年金 Q & A

## 生計維持とは

### Q1

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るための条件のひとつに、「死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた方」とありますが、具体的にどのような場合をいうのですか？

### A1

「死亡した方によって生計を維持されていた方」には、死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、原則として、年収850万円未満の方が該当します。また、死亡当時に年収850万円以上であっても、おおむね5年以内に年収が850万円未満となると認められる事由(退職または廃業など)がある方は、遺族厚生年金を受け取ることができます。

## 将来の年金額

### Q2

遺族年金の年金額は、将来も変わらないのでしょうか？

### A2

遺族基礎年金、遺族厚生年金や寡婦年金の額は、物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

# 遺族年金の請求手続き

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

## 請求手続き先

- 遺族基礎年金のみを請求する場合は、お住まいの市（区）役所または町村役場
- 上記以外の場合は、お近くの年金事務所または共済組合等  
なお、共済組合等の加入期間のある方についても、遺族厚生年金の請求は一度でできます。

## 添付書類

請求手続きには、戸籍謄本や死亡診断書等の添付書類が必要となります。  
添付書類は、死亡原因や子の有無等により異なります。事前に年金事務所や街角の年金相談センター、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

## 手続きの流れ

**「年金請求書」を年金事務所や市（区）役所または町村役場に提出します。**

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金、退職共済年金を受け取る権利がある方で、これらの年金が未請求のときは、併せて請求します。

**「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が日本年金機構からご自宅に届きます。**

- ご自宅に届くのは、年金請求書の提出から1カ月程度（加入状況の確認を要する場合は2カ月程度）※です。  
※共済組合等から年金を受け取る権利のある方については、2カ月以上の期間を要する場合があります。
- パンフレットには、必要な届出などを記載しています。  
年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。

**年金証書がご自宅に届いてから約1～2カ月後に、年金の振り込みが始まります。**

- 年金請求時に指定された口座へ、偶数月に2カ月分振り込まれます。

# お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センター、  
またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。

年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！  
来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！

『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



**0570 - 05 - 1165**

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6700-1165**

<受付時間> 月 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 7 : 0 0  
火 ~ 金 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5  
第 2 土 曜 日 午前 9 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



**0570 - 05 - 4890**

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6631-7521**

<受付時間> 月~金曜日(平日) 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5  
※土日祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

**お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。**

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

**日本年金機構のホームページもご利用ください。**

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- "ねんきんネット"では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードの申し込みをしていただく必要があります。